

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年5月21日 11時40分ごろ
発生場所	高知県土佐市宇佐港北東方船だまり 宇佐港港口第2防波堤東灯台から真方位001°400m付近 （概位 北緯33°26.9′ 東経133°27.3′）
事故の概要	プレジャーボート第一嘉丸は、西南西進中、防波堤に衝突した。 第一嘉丸は、船長が負傷し、船首部に亀裂等を生じ、また、防波堤は、コンクリート部に擦過傷が生じた。
事故調査の経過	令和4年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第一嘉丸、5トン未満 282-11858高知、個人所有 5.29m (Lr) × 1.61m × 0.61m、FRP ガソリン機関、11.00kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	船長 55歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和元年8月8日 免許証交付日 令和元年8月8日 （令和6年8月7日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に亀裂、テントポールに曲損 防波堤 コンクリート部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、レンタルボートで、船長が1人で乗り組み、同僚3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的でもう1隻のレンタルボート（以下「僚船」という。）とともに、令和4年5月21日05時55分ごろ宇佐港の係留地を出航した。 船長は、高知県須崎市深浦漁港南方沖で釣りを行った後、釣り場を移動しながら、昼食場所最寄りの土佐市萩崎の船だまり（以下「本件船だまり」という。）へ向かい、10時55分ごろ、本船を本件船だ

	<p>まりに船首着けで係留して同乗者ととも離船した。</p> <p>船長及び同乗者は、11時30分ごろに本船に戻って乗船し、船長は出航準備を、同乗者は釣りの準備を始めた。</p> <p>船長は、出航しようと11時35分ごろ本船を本件船だまりの東北東方に一旦後進させ、船首を本件船だまりの西南西方にある防波堤（以下「本件防波堤」という。）に向けて約2ノットの対地速力で西南西進を始めた時、同乗者の1人から餌を分けてほしいと言われ、船長の足元に置いていた入れ物の中の餌を^{ひとつか}一掴みして同乗者の入れ物に入れて渡した。</p> <p>本船は、船長が足元の餌の残量が十分かどうか気になって入れ物に目を向け、同乗者が下を向いて釣りの準備をしながら西南西進を続けていたところ、11時40分ごろ、船首部が本件防波堤に衝突した。</p> <p>本船の後方にいた僚船の乗船者1人は、船長が負傷したことを認めて携帯電話で119番通報した。</p> <p>本船は、僚船に乗船していた免許所有者が移乗して操船し、本件船だまりの係留場所に戻った。</p> <p>船長は、到着した救急車で医療センターへ搬送され、前歯折損、前額裂傷及び右足打撲と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船（修理後）、写真2 本件防波堤 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本件船だまりから出航するに当たり、一旦後進し、本件防波堤に向けて西南西進した後、右舵を取り、本件防波堤に沿って北西進するつもりであった。</p> <p>船長は、宇佐港を出航する前に釣りの餌を入れた入れ物2つを受け取り、船首方の同乗者がその1つを使い、船尾で操船していた船長がもう1つを1人で使っていて、昼食前から同乗者の餌が足りなくなるのではないかと気になっていたので、本件船だまりを出航中に同乗者の1人から餌を分けてほしいと言われた時、^{とっさ}咄嗟に足元の入れ物から一掴みして同乗者に渡した。</p> <p>船長は、同乗者から餌を分けてほしいと言われた時に待つように伝え、釣り場に着いてから自分の残量を確認しながら餌を分ければ良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件船だまりにおいて船首を本件防波堤に向けて西南西進中、船長が、餌の残量を確認しようと足元の入れ物に目を向けながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、右舵を取る時機を逸し、</p>

	<p>本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、昼食前から同乗者の餌が足りるかどうかが気になっていたことから、同乗者から餌を分けてほしいと言われた時、足元の入れ物の餌の残量を確認せずに咄嗟に一掴みして同乗者に渡した後、残った餌の量が気になり、足元の入れ物に目を向けながら同じ針路及び速力で航行を続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件船だまりにおいて西南西進中、船長が、餌の残量を確認しようと足元の入れ物に目を向けながら同じ針路及び速力で航行を続けたため、右舵を取る時機を逸し、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、狭い港内等を操船する場合は、見張りや船位の確認に集中すること。 ・ 船長は、釣りの準備を終えてから出航又は停船してから釣りの準備をすること。

付図1 事故発生経過概略図

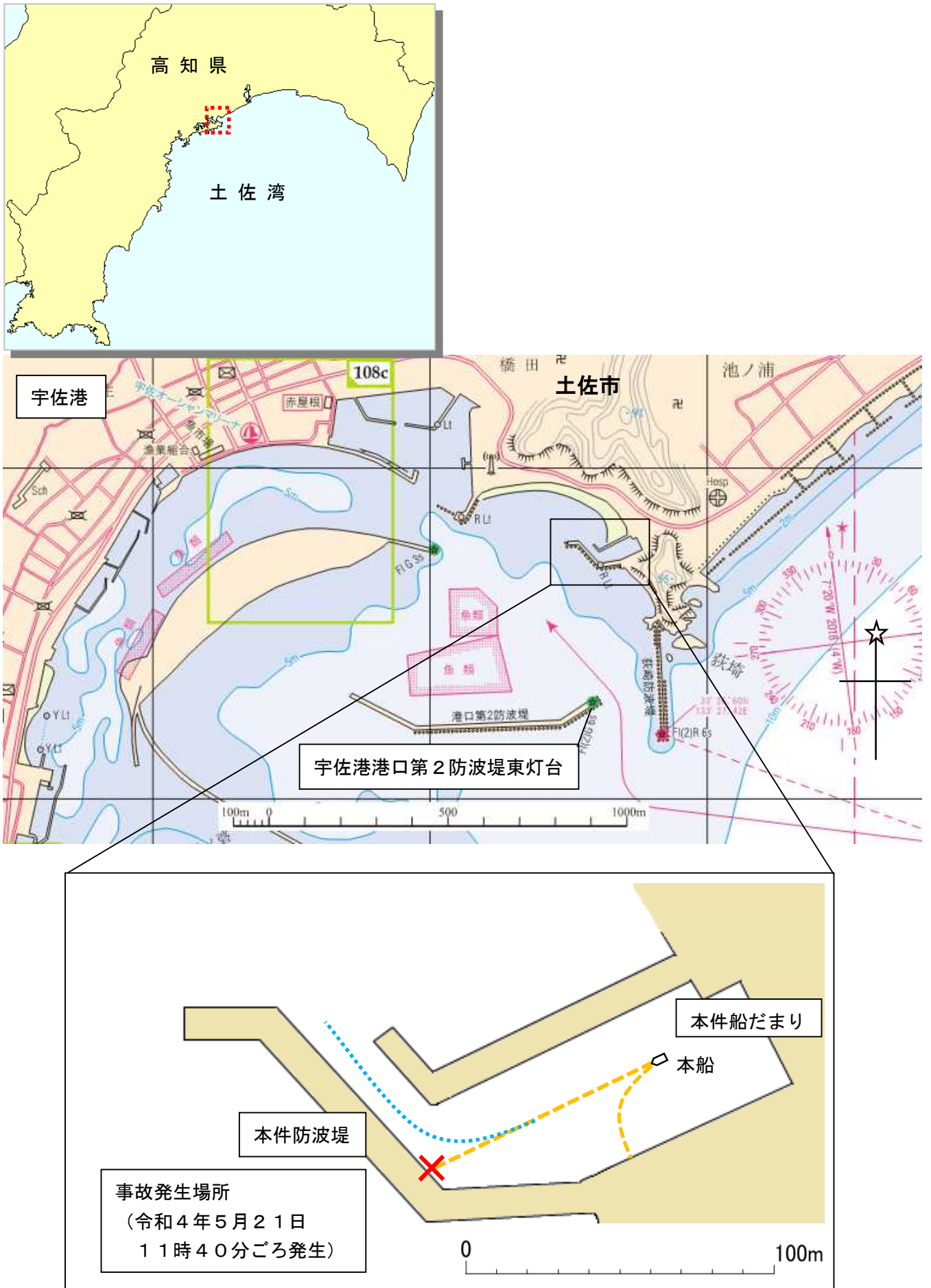


写真1 本船（修理後）



写真2 本件防波堤

